

留萌市役所における新型コロナウイルス感染症  
集団感染発生についての検証結果

令和3年7月

留萌市

## 【目次】

1	概要	.....	1
2	感染者発生以降の経過	.....	1
3	クラスター発生の要因について	.....	4
4	感染対策の検証	.....	6
5	再発防止に向けた取組等	.....	6
6	最後に	.....	7

## 1 概要

留萌市では、公共施設における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、市民対応窓口や会議室などの対面箇所にビニールカーテンやアクリル板の設置、定期的な換気の実施、玄関や会議室の出入口やトイレ廻りへの消毒液の設置、会議室などにおける換気設備の整備やトイレの洋式化などの施設の感染対策を行ってまいりました。

また、職員に対しては、マスクの着用、手指消毒、咳エチケットの励行のほか、不要不急の外出を控えるよう周知を行うなど、様々な対策を講じてきていたところです。

しかしながら、5月21日に職員1名が新型コロナウイルスに感染したことが判明し、翌22日には職員3名の感染が確認され、保健所の指導のもと、関係職員に対するPCR検査を実施したところ、23日に職員2名の感染が確認されたことにより、市庁舎内における感染者が5名を超え、クラスターと認定されたことから、24日から26日までの間、市役所本庁舎、分庁舎、西分庁舎及び東分庁舎の4施設を臨時閉庁し、消毒作業を行ったところです。

その後も感染者は増加し、最終的には、初めて職員に新型コロナウイルスの感染が確認されてから6月3日までに10名の職員と関係者1名が新型コロナウイルスに感染したものです。

## 2 感染者発生以降の経過

月 日	取 組 等
5月21日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済港湾課に勤務する職員1名が体調不良から、5月20日に医療機関でPCR検査を受けた結果、翌日に陽性と判明</li><li>・ 「新型コロナウイルス感染症の公表に関する基本指針」に基づき市ホームページ等で、職員の感染について公表<ul style="list-style-type: none"><li>※以降、陽性者が確認されしだい随時公表</li></ul></li><li>・ 濃厚接触者の疑いがある経済港湾課職員の自宅待機措置とともに、執務室、共用部の消毒を実施</li><li>・ 陽性者の行動歴から会議などで同席し、濃厚接触の疑いのある職員の自宅待機措置</li></ul>

月 日	取 組 等
5月21日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機中の経済港湾課に勤務する職員のうち、風邪の症状のある職員2名のほか、発熱により自宅待機中の環境保全課に勤務する職員1名が医療機関でPCR検査を実施</li> <li>・前記以外の経済港湾課をはじめ、濃厚接触の疑いのある職員についても、留萌保健所の指導のもと、PCR検査を実施</li> </ul>
5月22日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留萌保健所の指導のもと、陽性者の行動歴から、陽性者と会食を行った職員に対する自宅待機措置とともに、PCR検査を実施</li> <li>・21日にPCR検査を受けた職員のうち、風邪などの症状のあった、経済港湾課に勤務する職員2名、環境保全課に勤務する職員1名の陽性が新たに判明</li> <li>・濃厚接触者の疑いがある環境保全課職員の自宅待機措置とともに、執務室、共用部の消毒を実施</li> </ul>
5月23日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留萌保健所の指導のもと、本庁舎、分庁舎、東分庁舎2階フロアに勤務する職員のPCR検査を実施</li> <li>・5月21日実施のPCR検査の結果、経済港湾課に勤務する職員2名の陽性が新たに判明し、市庁舎内の感染者が5名を超えたことによって、クラスターとして認定される</li> <li>・本庁舎等の消毒作業など感染防止対策を徹底するため、5月24日の臨時閉庁を決定</li> <li>・市庁舎におけるクラスター発生に対する市長メッセージを発表</li> </ul>
5月24日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留萌保健所の指導のもと、PCR検査を実施していない本庁舎、分庁舎、東分庁舎及び西分庁舎に勤務する職員のPCR検査を実施</li> <li>・5月22日実施のPCR検査の結果、社会福祉課に勤務する職員1名の陽性が新たに判明</li> <li>・濃厚接触者の疑いがある社会福祉課に勤務する職員の自宅待機措置</li> <li>・本庁舎等の執務室、共用部などの全体消毒を実施</li> <li>・感染者の調査とともに、本庁舎などの感染防止を徹底するため、25日の臨時閉庁を決定</li> </ul>
5月25日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月23日実施のPCR検査の結果、都市整備課に勤務する職員1名の陽性が判明</li> <li>・濃厚接触者の疑いがある分庁舎2階に勤務する職員の自宅待機措置</li> </ul>

月 日	取 組 等
5月25日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎等の執務室、共用部などの全体消毒を実施</li> <li>・5月23日から24日までに実施したPCR検査の結果を踏まえ、今後の対応について判断するため26日の臨時閉庁と証明書発行業務を行うための臨時窓口の設置を決定</li> </ul>
5月26日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎等の執務室、共用部などの全体消毒を実施</li> <li>・感染予防対策を徹底し、5月27日からの通常開庁を決定</li> <li>・新型コロナウイルス感染症クラスター発生に係る市長記者会見をオンラインで実施</li> </ul>
5月27日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月24日実施のPCR検査の結果、生涯学習課に勤務する職員1名の陽性が判明。</li> <li>・5月24日に陽性と判明した社会福祉課に勤務する職員と接触があった関係者1名がPCR検査を行った結果、陽性と判明</li> <li>・濃厚接触者の疑いがある東分庁舎1階に勤務する職員の自宅待機措置とともに、執務室、共用部の消毒を実施</li> </ul>
5月27日 (木) ～30日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留萌保健所の指導のもと、自宅待機者を含め関係する全職員に対する2回目のPCR検査を実施 ※陽性者無し</li> </ul>
6月1日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月24日に陽性者が確認されたことに伴い、自宅待機措置としていた社会福祉課に勤務する職員1名について、風邪症状が見られることから、保健所の指導のもと、PCR検査を実施</li> </ul>
6月3日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日実施のPCR検査の結果、濃厚接触の疑いにより5月24日以降自宅待機措置としている社会福祉課に勤務する職員1名の陽性が判明</li> </ul>
6月4日 (金) 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の指導のもと、風邪症状等がある職員に対してPCR検査を随時実施したが、陽性者は確認されず</li> </ul>

## 【感染者の状況】

	判明日	所属	入院等の状況	職員概要	最終勤務日	復帰日	備考
1	5月21日	経済港湾課	入院治療	50代男性	5月20日	6月7日	
2	5月22日	経済港湾課	入院治療	40代男性	5月20日	6月7日	1の濃厚接触者
3	5月22日	経済港湾課	入院治療	50代男性	5月20日	6月7日	1の濃厚接触者
4	5月22日	環境保全課	入院治療	60代女性	5月20日	6月8日	
5	5月23日	経済港湾課	宿泊療養	20代男性	5月20日	6月7日	1の濃厚接触者
6	5月23日	経済港湾課	宿泊療養	40代男性	5月20日	6月7日	1の濃厚接触者
7	5月24日	社会福祉課	入院治療	50代男性	5月21日	6月17日	3の濃厚接触者
8	5月25日	都市整備課	自宅療養	30代男性	5月21日	6月10日	全職員を対象とした1回目のPCR検査（5月23日実施分）で陽性判明
9	5月27日	生涯学習課	宿泊療養	20代男性	5月24日	6月14日	全職員を対象とした1回目のPCR検査（5月24日実施分）で陽性判明
10	5月27日	関係者	入院治療	60代女性	5月23日	—	7の濃厚接触者
11	6月3日	社会福祉課	宿泊療養	50代男性	5月23日	6月15日	7の濃厚接触者

### 3 クラスタ発生要因について

#### (1) 感染経路の把握

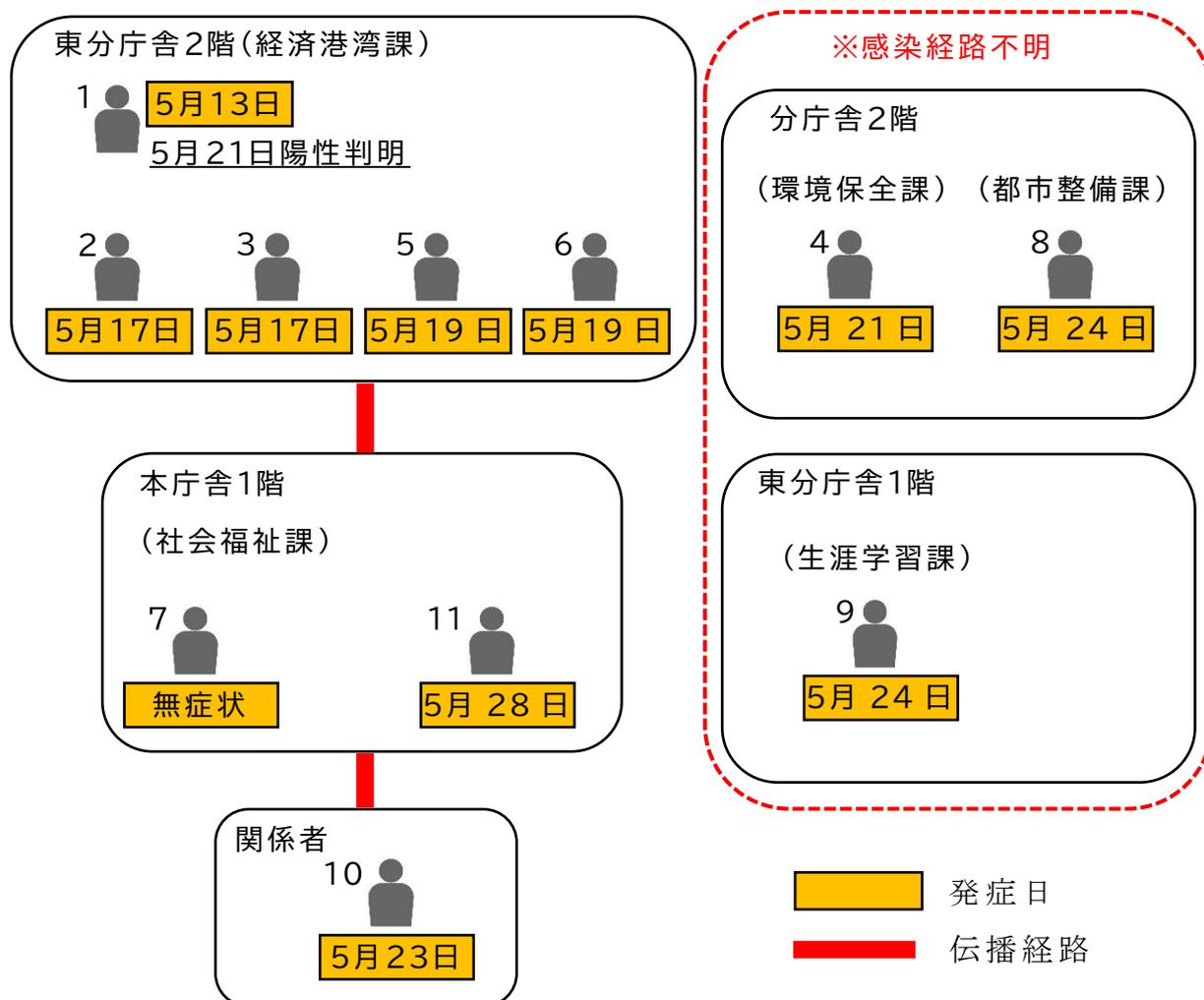
感染経路の特定にあたっては、感染した10名の陽性者について陽性が判明した日以前の状況等を確認し、次のとおり感染経路の推定を行った。

## (2) 感染拡大の原因についての推定

1 例目の職員においては、発症日前においては食欲が少し落ちた程度で、新型コロナウイルス感染症の症状である風邪の症状などは無かったことから通常通り勤務をしており、症状が現れた5月20日までの間に、同一フロア内の他職員への感染が広まったと考えられる。

また、5月14日に1例目の職員の濃厚接触者となる3例目の職員と7例目の職員とにおける会食を確認しており、会食を通じた感染により本庁舎1階へ感染エリアが広まったと推定される。

主に1例目が発症した所属フロアのほか、会食を行った職員の所属課内において感染が広まったと推定される場所であるが、行動歴から4例目、8例目、9例目の職員については陽性者との間で、打合せなど濃厚接触となる行動が確認されず、1例目の職員を含めて、不要不急の外出や感染リスクが高い場所には行っていないことを確認していることから、感染経路の特定には至らなかったところである。



## 4 感染対策の検証

クラスターの発生を受け、感染防止策の原点に立ち返り、発生当時における感染予防対策等の取り組み内容を点検し、検証を行った。

- ・ 執務室内においては、換気対策や消毒作業など、感染予防対策に取り組んでいたが、職員と職員との飛沫感染対策を講じていないことから、感染リスクを低減させるため、アクリル板等の配置による飛沫感染防止対策を検討する必要がある。
- ・ 感染対策として本庁舎1階窓口などに設置している天井から吊り下げ式のビニールカーテンによって換気機能の低下が懸念されるため、改善が必要である。
- ・ 庁舎内食堂においては、席数の間引きは行っていたが、対面箇所における飛沫防止対策が行われていないため、アクリル板などの設置が必要である。
- ・ 職員の体調管理について、クラスター発生以前には、職場内における日々の体温等の把握は行っておらず、体調不良時に自己申告することとなっていたことから、体調不良などの症状を早期に把握するための取り組みが必要である。
- ・ 職員が共用する機器やスペースの消毒が徹底されておらず、使用時などに消毒を行うよう取り組みの徹底が必要である。
- ・ 会議室内は特に密になりやすい場所となるが、換気機能が不十分の箇所も見受けられることから、換気設備の設置などの対策が必要である。

## 5 再発防止に向けた取組等

今後、クラスター発生を防止するため、検証結果を踏まえ、次の事項について取り組みを進めていく。

### (1) 感染対策に係る意識の徹底

- ・ 職員のマスク着用や手指消毒を再度徹底する。
- ・ 出勤前の検温などの健康チェックを徹底し、出勤時に体調などの報告を行う。
- ・ 会議、研修などの実施、参加の際は、Web会議を積極的に活用し、Web会議の活用が困難場合は3密を避ける感染対策を徹底する。
- ・ 共用機器や共用スペースの消毒などの感染対策の強化。

## (2) 施設設備対策

- ・換気機能を踏まえた、アクリル板やビニールカーテンの設置方法の改善とともに、飛沫防止対策の強化。
- ・3密になりやすい会議室などの換気機能の強化。
- ・Web会議の活用に向けた環境整備

## (3) 職場内の密集対策

- ・人と人との接触機会の軽減のための時差出勤、振替勤務の推進
- ・テレワークによる在宅勤務や執務室外におけるモバイルワーク環境の導入検討

## (4) 業務継続対策

- ・市民生活維持に不可欠な優先業務、継続しなければならない業務の整理
- ・感染又は濃厚接触となる職員が確認された場合における対応フローの見直し検討
- ・職員が濃厚接触などになった場合における在宅勤務の導入検討
- ・職員の感染が確認され、濃厚接触者が発生した場合における業務継続とともに、感染予防のため、風邪等の症状ある職員が自宅待機を命じた際における在宅勤務の環境を構築する必要がある。

## 6 最後に

市庁舎内におけるクラスターの発生に伴い、行政機能が一時停止するなどの状態に至り、市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけすることになりました。

今回の経験を活かし、二度とクラスターを発生させないために、徹底した感染予防対策とともに、テレワークによる在宅勤務等の検討や感染者が発生した場合における対応の見直しを進めていくことで、仮に陽性者が発生した場合においても感染拡大を防ぐための迅速な対応をはじめ、業務の優先順位、応援体制などを事前に想定することで業務を継続させていくことが可能になると考えているところであり、再発防止に全力で取り組むとともに、行政として市民の皆様のご安全・ご安心を守る役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。